

第19回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和7年6月23日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時00分
- (4) 開催場所 津和野町役場 本庁舎 第5・第6会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 | 6番委員 岩本 学 |
| 7番委員 齋藤 泰彦 | 8番委員 前田 生敏 | 9番委員 青木 暢大 |
| 10番委員 田中 聖司 | 11番委員 林 靖登 | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-1番委員 村上 巖雄 | 1-2番委員 藤井 隆一 | 1-3番委員 石橋 康邦 |
| 1-5番委員 御手洗 剛 | 1-6番委員 橋本 六雄 | 1-7番委員 木村 大輔 |
| 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 | 1-10番委員 山田 喜治 |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 4番委員 三家本雅夫 | 5番委員 有田 和将 |
| 1-4番委員 橘 明子 | | |

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 山下 泰三 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 7-97号
- 議案第2号 非農地証明願の承認について
申請番号 7-98号、7-99号

4. 議事進行及び顚末

事務局長	只今から第 19 回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。梅雨に入りまして天候の方が心配されましたが、適度な雨というところで、台風も今のところ影響がない状況となっています。今後 1 ヶ月くらいは出水期ということで十分注意も必要かと思えます。また、熱中症対策にも十分ご留意いただきたいと思います。それでは会長の挨拶を受けて総会を始めさせていただきます。
会長	改めておはようございます。田植えも終わり、これからは草刈りが忙しいかと思えますが、ここ数日は暑い日が続いています。ここ 2、3 日も 30 度を超える日が続いています。そういった中草刈りやキャベツの収穫をしましたが、とても暑いです、熱中症には十分注意していただきたいと思います。以上です。
事務局長	総会成立宣言ですが、本日は、議席番号 1 番の吉田委員、4 番の三家本委員より欠席の報告をいただいています。5 番有田委員からは連絡がありませんがまだ、来られていない状況です。また、推進委員の橘委員からも欠席の報告を受けております。農業委員 11 名中 8 名の出席であり過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により本総会が成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。8 番前田委員さん、9 番青木委員さんよろしくお願いします。
	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-97 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-97 号を説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 岩本農業委員	それでは現地確認の報告を担当地区委員の岩本委員さんお願いします。 先週、6 月 17 日午前中、●●さん立会いのもと、現地の確認をしてまいりました。写真にありますように今回申請された土地は、既に駐車場として長い間使用されていまして。隣接する家屋との間には土塀もありますし、アスファルトも敷いてあります。隣接する酒蔵の増築に伴う駐車場としては適していると思います。周辺の用排水への影響は特にはないと思われますし、もし問題が発生した場合は双方で解決する旨の確認も取れていま

会長	す。以上、審議の程お願いします。
会長	ありがとうございます。それでは質疑を受けます。
委員	質問ありませんか。
会長	無し
委員	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-97 号について承認される方は 挙手をお願いします。
会長	全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認に ついて」申請番号 7-97 号は原案通り承認されました。
	議案第 2 号 非農地証明願の承認について
会長	それでは、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-98 号 の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-98 号 の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の岩本農業委員さんお願いします。
岩本農業委員	先程と同様、6 月 17 日の午前中に●●さんと現地を確認しました。先程 事務局も言われましたが、中々境界が分からない部分もありますが、酒場 については土堀でぐるっと囲ってあります。その周辺に田んぼがあるので この辺であろうと見て回りました。酒蔵については、ご承知のとおり、明 治以前から利用されています。周辺には●●さんの土地もあり休耕田とな っています。またその周辺にも他の所有者の休耕田があります。水路につ いてはまだいきていますので、周辺への影響は無いと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは質疑を受けます。
事務局	補足ですが、申請書を提出された際に、建物部分だけが農地部分ではなく、 その周辺部分まで含めた部分であると説明を受けています。一般の家屋に ついては、犬走りなど周辺部分も含めて宅地のようにと。
岩本農業委員	土堀周りの土地も財間さんの土地でそれはそのままの状態が残っていると 聞いています。
会長	利用状況調査の資料には農地として残っていますか。
事務局	残っています。基本的に皆さんに見て回ってもらう利用状況調査の対象と なる筆は登記地目が田・畑として残っているものが対象となります。
会長	その他、質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-98 号について承認される方は

委員	挙手をお願いします。
会長	全員挙手 全員挙手です。議案第2号「非農地証明願の承認について」申請番号7-98号は原案通り承認されました。
会長	引き続き、議案第2号「非農地証明願の承認について」申請番号7-99号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号「非農地証明願の承認について」申請番号7-99号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
事務局	本来ですと担当地区委員さんの現地確認の報告ですが、本日吉田委員さんが欠席のため事前に報告書の提出を受けたのと、皆さんにお伝えしてくださいとありましたので説明させていただきます。
事務局	「6月17日午前11時から代理人である●●行政書士事務所の●●さんと現地を立会しました。調査対象農地につきましてはほとんど山林化していることが確認できました。ただし、912-2、家の前の筆については、私も面接者である●●さんも判断に迷うというところで一致しました。皆さんにもご検討をお願いします。周辺への影響等については、悪影響等はありません。申請及び証明の適・否については適、ただし先程の912-2については判断がむずかしいです。」以上です。報告を受けたときに吉田さんとお話し、昨年の利用状況調査では○としており、手入れも全くされていないわけではないし、家の前ということもあるのでこれを非農地とするのは難しいと思うが、心情的には非農地でもいいとも思いましたが、基準的にはまだ非農地とするのは難しいのではと言われていました。利用状況調査や非農地の現地確認で皆さんも同じような状況があるかと思うので是非みなさんの意見をお聞きしたいと言っておられました。
会長	今この土地は誰かが管理をされているのですか。
事務局	写真の方を見ていただくと、家屋の方も現在は、空き家となっており、今回、家屋も含めて行政書士さんをいれて整理をされている状況です。
村上推進委員	以前は、どなたか住んでおられたかと思います。
事務局	空き家バンクに登録をされていたので誰か住んでいたことはあるかもしれませんが、手入れがされていなかったことは無いと思います。
会長	非農地としたら地目は何になるのか、山林ではないですね。
事務局	家の前ですので山林は無いかと、おそらく雑種地になるのではないかと思います。山沿いの土地であれば、その続きで山林とされることもあるかと思いますが、川沿いの土地であれば原野などが多くなります。最終的には法務局の登記官の判断になるかとは思いますが。農業委員会としては、農地として利用可能か、再生利用が困難な状態かの判断になります。

村上推進委員	実際、昔あそこに町道が入って家の前をぐるっと回るようになった、家の前ですし、家に住む人が畑として利用しようと思えばできんことは無いと思うので、吉田委員さんの判断でよろしいかと思います。
会長	912-2 以外を承認し、912-2 を非承認とすると申請者に不利益が生じますか。
事務局	農地として残りますので、これまでの空き家バンクに登録されていた空き家に付属する農地のように 3 条申請をしないと取得が出来ないことはあるかと思います。非農地証明を受け、違う地目にすれば農地法の制約は受けませんので所有権の移転が出来ます。それで、吉田委員も心情的には非農地としても良いのではと言っていました、利用状況調査でもそこまでではないと判断していたこともあり、今回も基準でいくとそこまでではないと判断をされています。
村上推進委員	あそこは、集落の一番てっぺんでもあるし傾斜があって面積もそこまで広いところではないので、吉田委員さんの判断でよろしいのではないですか。
事務局	そうすると、今回申請のあった 18 筆の内 912-2 を除いた農地については非農地証明の承認をするということになるかと思います。
会長	皆さんから意見はございませんでしょうか。
会長	それでは、912-2 を除いた 17 筆の農地については非農地の承認をするということよろしいですか。
委員	はい
会長	それでは、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-99 号については 912-2 を除いた 17 筆を承認とします。
会長	本日提案された議案は以上でございます。